

# 吉川市男女共同参画事業所意識調査 ご協力のお願い

日頃より市政に深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

吉川市では、男女が平等な立場であらゆる分野へ参画する「男女共同参画社会」を築くため、平成24年に策定した「第3次吉川市男女共同参画基本計画」に基づき、さまざまな事業を実施しております。

さてこのたび、「第3次吉川市男女共同参画基本計画」の期間満了に伴い、次期計画を策定する際の基礎資料とするため、各企業の意識や取り組みについて調査を実施することとしました。

この調査は、吉川市商工会の会員である事業所のみなさまにご協力をお願いするものです。調査は無記名ですが、質問には管理職の方がお答えください。なお、回答内容は全て統計的に処理しますので、各事業所の情報が公表されることはございません。お忙しいところ誠に恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和2年8月



©2010 吉川市

吉川市長 中原 恵人

## ご回答にあたってのお願い

1. 事業所での状況や取り組みについてお答えください。なお、事業所名や所在地等のご記入は必要ありません。電子データ入力の際も、利用者登録せずに回答してください。
2. 質問ごとにあてはまる回答の番号を選び、その番号を○で囲んでください。「その他」にあてはまる場合は、お手数ですが（ ）内になるべく具体的にその内容をご記入ください。

### 3. 回答方法

#### (1) パソコンからの回答

下記 URL よりアンケート回答用インターネットサイトにてご回答ください。

[https://s-kantan.jp/city-yoshikawa-saitama-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=17593](https://s-kantan.jp/city-yoshikawa-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=17593)

[吉川市ホームページ](#) → [市政情報](#) → [市民参画・協働・男女共同参画](#) → [男女共同参画](#)

→ [令和2年度吉川市男女共同参画事業所意識調査ご協力のお願い](#)

#### (2) スマートフォンからの回答

右記の2次元バーコードをスマートフォンで読み込んでいただき、ご回答ください。



(3) 回答用紙をご記入の上、ファックスにてご回答いただくか、調査票を直接市役所市民参加推進課までお持ちください。 FAX 番号 981-5392

4. 回答期限 **令和2年10月23日(金)まで**

5. この調査についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。  
吉川市役所 市民生活部市民参加推進課 982-9685 (直通)

## 事業所の状況について

問1 貴事業所の業種を下記から選び、該当する番号に○をつけてください。

- |                  |                   |              |         |           |
|------------------|-------------------|--------------|---------|-----------|
| 1 農林漁業           | 2 建設業             | 3 製造業        | 4 情報通信業 | 5 運輸業、郵便業 |
| 6 卸売業、小売業        | 7 金融業・保険業         | 8 不動産業、物品賃貸業 |         |           |
| 9 学術研究、専門技術サービス業 | 10 宿泊業・飲食サービス業    |              |         |           |
| 11 生活関連サービス業、娯楽業 | 12 教育、学習支援業       | 13 医療・福祉     |         |           |
| 14 複合サービス事業      | 15 電気、ガス、熱供給、水道事業 | 16 その他 ( )   |         |           |

問2 貴事業所の社員数を記入してください

- (1) 正規社員      男性      人      女性      人  
                          ※うち管理職      男性      人      女性      人
- (2) 非正規社員      男性      人      女性      人

## 男女共同参画に関する取り組みについて

問3 貴事業所において、次のような取り組みを行っていますか。あてはまるものに1つに○をつけてください。

- (1) ノー残業デーの導入など定時退勤の実施  
 ① 実施している      ② 今後実施予定      ③ 実施見込みなし
- (2) 休暇の取りやすい雰囲気づくりなど年次有給休暇の取得促進  
 ① 実施している      ② 今後実施予定      ③ 実施見込みなし
- (3) 男性従業員を含めた育児・介護休暇制度の周知や取得促進  
 ① 実施している      ② 今後実施予定      ③ 実施見込みなし
- (4) 短時間勤務やフレックスタイム制度の導入など多様な働き方ができる環境づくり  
 ① 実施している      ② 今後実施予定      ③ 実施見込みなし
- (5) 男女を問わず新たな職域を目指すものに対する知識、資格取得のための支援  
 ① 実施している      ② 今後実施予定      ③ 実施見込みなし
- (6) 女性の管理職登用の推進  
 ① 実施している      ② 今後実施予定      ③ 実施見込みなし
- (7) 固定的な男女の性別役割分担に基づく慣行の見直し  
 ① 実施している      ② 今後実施予定      ③ 実施見込みなし

**問4 貴事業所では平成31年4月から令和2年3月の期間に育児休業（産前・産後休暇を除く）を取得した従業員はいますか。現在取得の申請をしている従業員も含めてください。**

（女性従業員）

- 1 取得者がいる
- 2 対象者はいなかったため取得者はいない
- 3 その他の理由で取得者はいない

（男性従業員）

- 1 取得者がいる
- 2 対象者はいなかったため取得者はいない
- 3 その他の理由で取得者はいない

**問5 貴事業所では平成31年4月から令和2年3月の期間に介護休暇を取得した従業員はいますか。現在取得の申請をしている従業員も含めてください。**

（女性従業員）

- 1 取得者がいる
- 2 対象者はいなかったため取得者はいない
- 3 その他の理由で取得者はいない

（男性従業員）

- 1 取得者がいる
- 2 対象者はいなかったため取得者はいない
- 3 その他の理由で取得者はいない

## 男女平等意識について

**問6 貴事業所では、女性人材の活用に当たり、支障になると思われるのはどのようなことだと思いますか。あてはまるもの全てに○をつけてください。**

- 1 女性の平均勤続年数が少ないこと
- 2 家事、育児、介護などを抱えた女性に時間外労働をさせにくいこと
- 3 法律上の規制があること
- 4 女性自身が昇進・昇格を望まないこと
- 5 「女性は補助的な仕事」といった固定的な性別役割分担があること
- 6 男性側の認識や理解が十分でないこと
- 7 特に支障はない
- 8 その他（ ）



### (5) えるぼし認定 (国)

- ①言葉も内容も知っている ②言葉と一部内容も知っている ③言葉は知っている ④知らない

### (6) くるみん認定 (国)

- ① 言葉も内容も知っている ②言葉と一部内容も知っている ③言葉は知っている ④知らない

### (7) 多様な働き方実践企業の認定 (埼玉県)

- ① 言葉も内容も知っている ②言葉と一部内容も知っている ③言葉は知っている ④知らない

### (8) 吉川市男女共同参画推進条例

- ① 言葉も内容も知っている ②言葉と一部内容も知っている ③言葉は知っている ④知らない

### (9) 吉川市男女共同参画推進センター

- ① 知っている ②男女共同参画推進センターがあることは知っているが「おあしす」にあることは知らない ③ 知らない

#### 【用語説明】

※**ワーク・ライフ・バランス**・・・国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

※**一般事業主行動計画**・・・事業主が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用関係の整備や、子育てをしていない従業員を含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたって、①計画期間②目標③目標を達成するための対策の内容と実施時期を具体的に盛り込み策定するもの。101人以上の従業員がいる企業が対象。

※**えるぼし認定**・・・行動計画の策定・届け出を行った企業のうち、女性の活躍に関する取組の実施状況が優良な企業については申請することにより、厚生労働大臣の認定を受けることができる。

※**くるみん認定**・・・行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなど一定の要件を満たした企業については申請することにより、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定を受けることができる。

※**多様な働き方実践企業の認定**・・・埼玉県は短時間勤務やフレックスタイムなど多様な働き方を実践することで、男女がともにいきいきと働き続けられる環境づくりを行っている企業等を認定している。

※**吉川市男女共同参画推進センター**・・・男女共同参画推進の拠点施設として、吉川市市民交流センター「おあしす」内に開設されている。

**問10 貴事業所では、LGBTに関連した取り組みを行っていますか。また今後行う予定ですか。あてはまるもの全てに○をつけてください。**

【用語説明】

※ **LGBT**

レズビアン（女性の同性愛者、英語：Lesbian）、ゲイ（男性の同性愛者、英語：Gay）、バイセクシュアル（両性愛者、英語：Bisexual）、トランスジェンダー（身体の性と自認する性で違和がある人、英語：Transgender）の英語の頭文字をとった言葉。性的少数者一般を表すために使用されることもある。

- 1 職場で通称名を認める
- 2 服装の自由を認める
- 3 性別を問わないトイレ・更衣室・休憩室の設置
- 4 LGBT社員向けの人事制度・福利厚生を導入
- 5 LGBT社員向けの相談窓口設置・ハラスメント対策の導入
- 6 職場内での啓発イベントの実施（勉強会・意識調査など）
- 7 その他（ ）

**問11 従業員が101人以上300人以下の事業所に伺います。**

2019年に改正された「女性活躍推進法」では、2022年4月より、従来の従業員が301人以上の事業所に対する規定に加え、従業員が101人以上300人以下の事業所がすべきこと（一般事業主行動計画の策定・届出義務、自社の女性活躍に関する情報公表）が義務付けられます。貴事業所ではそのための準備を進めていますか。

- 1 準備を進めている
- 2 これから準備をする予定である
- 3 準備をする予定はない
- 4 その他（どのように準備をしたらよいかわからない 他）

**問12 男女共同参画について、市に対する意見・要望等ございましたら、自由にご記入ください。**

以上で質問は終わりです。

お忙しいところ、ご協力いただき誠にありがとうございました。

回答は1ページ目の「回答方法」からお選びいただき、令和2年10月23日までにご回答ください。

